

アスベストに関する過去の各省庁の通知・通達の一覧

※平成17年7月29日時点で把握できているもの

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
昭和31年5月18日	特殊健康診断の指導指針について	労働省労働基準局長 (都道府県労働基準局長宛)	過去の試験研究、実態調査を検討し、明らかに衛生上有害、あるいは検討の余地を残す有害のおそれのある業務として石綿作業従事者に対する特殊検診の実施を指導
昭和36年11月22日	市(町・村)火災予防条例(例)	消防庁長官(都道府県知事あて)	市町村における火災予防条例の作成例を示すものである。 ボイラー設備の蒸気管に係る貫通部等を被覆する遮熱材料として一部例示の記述あり。
昭和43年9月26日	じん肺法に規定する粉じん作業に係る労働安全衛生規則第173条の適用について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長あて)	石綿製品を切断する作業等じん肺則別表1の石綿に係る第23号の作業場において、安衛則に基づく局所排気装置の措置義務の明確化
昭和46年1月5日	石綿取扱い事業場の環境改善等について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長あて)	石綿による健康障害を防止するため、じん肺則に定める粉じん作業以外の作業についても可能な限り局所排気装置を設置すること等を指導
昭和47年9月18日	特定化学物質等障害予防規則の施行について	労働基準局長	石綿等の特定化学物質を製造し、又は取り扱う際の健康障害防止について規定した規則について解釈を示したものの。
昭和48年7月11日	特定化学物質等障害予防規則に係る有害物質(石綿およびコールタール)の作業環境期中濃度の測定について	労働省労働基準局長	石綿及びコールタールについて測定方法を追加したので、示したものの。
昭和51年5月22日	石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について	労働省労働基準局長	関係者に石綿の有害性についての周知を図り、もって関係事業場の石綿粉じんによる健康障害の防止措置の徹底を図ったもの。

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
昭和51年9月3日	内装材の難燃措置に関する取扱いについて	消防庁予防救急課長(都道府県消防主管部長あて)	既存防火対象物に関する消防用設備等の遡及適用に係る消防法改正に伴い、内装材の難燃措置の特例基準を定めるものである。 防火薬液に対して行う加熱試験の装置の構造材に用いるものとして一部記述あり。
昭和51年9月25日	屋外貯蔵タンクの保温材としてのウレタンフォームの難燃性の判断基準について	消防庁危険物規制課長(都道府県消防主管部長あて)	標記試験に利用する装置の一例として例示。
昭和53年9月28日	自動車のブレーキドラム等からのたい積物除去作業について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長あて)	自動車のブレーキドラム等からのたい積物除去作業に係る技術手法を示す
昭和53年10月23日	石綿ばく露作業従事者に発生した疾病の業務上外の認定について	労働省労働基準局長	従来、個別事案ごとに業務起因性を判断、処理してきた石綿による疾病について、「石綿による健康障害に関する専門家会議の報告書」を基に策定した認定基準。
昭和54年11月2日	改正火災予防条例準則に運用について	予防救急課長(都道府県消防主管部長あて)	火災予防条例(例)の運用細目として火気設備に係るガイドラインを定めるものである。 火気設備等の周囲の構造及び防熱板の素材・性能について一部例示の記述あり。
昭和58年1月8日	ガス機器の設置基準について	予防救急課長(都道府県消防主管部長あて)	火災予防条例(例)の運用細目としてガス機器の設置基準を定めるものである。 「不燃材料」、「可燃材料、難燃材料又は準不燃材料による仕上げをした建築物の部分等」の用語の定義中に一部例示の記述あり。
昭和59年2月13日	作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について	労働省労働基準局長	作業環境測定結果についての評価方法及びこれに基づく事業者の自主的な対策の進め方について示したもの。
昭和59年2月16日	今後における労働衛生監督指導の進め方について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長あて)	労働衛生対策に係る監督指導の対象として石綿等の製造、取り扱い事業場を示したもの。
昭和60年2月	アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止について	環境庁大気保全課	アスベスト発生源対策検討会の報告を受け、今後長期的なアスベストの大気環境濃度のモニタリングを行っていく必要があること、アスベストの環境大気中への排出を出来るだけ抑制することが望ましい。

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
昭和61年9月6日	建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへの暴露防止等について	労働省労働基準局安全衛生部長(都道府県労働基準局長、関係団体の長あて)	建築物の解体等の作業について、①事前調査の実施、②元方事業者の措置、③発じん防止のための散水の実施、④廃棄物からの発じん防止、⑤解体作業場所の隔離、⑥防じんマスクの使用、⑦適切な作業衣等の使用、⑧作業主任者の養成等について指導
昭和62年3月	アスベストモニタリング事業の結果について	環境庁大気保全課	昭和60年度のアスベストモニタリングの結果概要
昭和62年9月4日	自動車整備業における作業環境改善の手法について	労働省労働基準局長	自動車整備業において、作業環境を改善するための具体的手法の明確をしたもの。
昭和62年10月26日	アスベスト(石綿)廃棄物の処理について	環境庁水質保全局長・厚生省水道環境部長(都道府県知事・政令市長あて)	飛散のおそれがあるアスベストを含む廃棄物について、排出場所、収集運搬での措置(飛散等防止のための二重梱包又は容器密封等)、埋立処分の際の措置(一定の場所に処分、最終深さ2m以上帳簿保存等)を通知
昭和62年10月26日	アスベスト(石綿)廃棄物の処理について	厚生省水道環境部産業廃棄物対策室長(都道府県・政令市廃棄物担当部(局)長あて)	飛散のおそれのあるアスベスト廃棄物の適正処理のための関係者への指導強化、アスベスト廃棄物の排出の実態把握に努めること等
昭和62年11月6日	ベビーパウダーの品質確保について	昭和62年11月6日薬審二第1589号各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局審査第二課長通知	1 ベビーパウダーの品質をより一層確保する観点から、「ベビーパウダーに用いられるタルク中のアスベスト試験法」を作成した。 2 ベビーパウダーの製造又は輸入において、原料タルクとしては、上記試験法によりアスベストが認められないことが確認された原料を使用することを規定した。
昭和62年11月11日	アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止等について	文部省大臣官房文教施設部指導課長(各都道府県教育委員会施設主管課長等あて)	環境庁より「アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止等について」(昭和62年10月24日付け通知)を受け、アスベスト除去工事等における留意事項を通知
昭和62年12月4日	公共職業訓練施設における吹き付け石綿等の使用状況について	労働省職業能力開発局管理課長補佐(都道府県職業能力開発主管課長、雇用促進事業団職業訓練部施設課長あて)	公共職業訓練施設におけるアスベスト(吹き付け石綿等)の使用状況の調査を各都道府県及び雇用促進事業団(現(独)雇用・能力開発機構)に依頼。

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
昭和62年12月4日	社会福祉施設等におけるアスベスト(吹き付け石綿)の使用実態調査について	厚生省社会局施設課長、厚生省児童家庭局企画課長(都道府県知事、指定都市長宛)	社会福祉施設等におけるアスベスト(吹き付け石綿)の使用状況の調査を各都道府県、指定都市に依頼
昭和63年1月25日	民間建築物における吹き付けアスベストに関する調査について(依頼)	建設省住宅局建築指導課長(都道府県建築主務部長あて)	アスベスト繊維が空気中に飛散するという事例が見られるため、各都道府県あてに民間建築物について調査を実施するとともに改善指導を行うよう通知。
昭和63年2月1日	建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について	環境庁大気保全局大気規制課長、厚生省生活衛生局企画課長(都道府県・指定都市・衛生・環境主管部(局)長、保健所政令市・特別区衛生主管部(局)長あて)	アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、劣化・損傷した吹き付け材が存在する場合、除去等の適切な処置を検討する必要があること等を周知。
昭和63年2月1日	建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について	厚生省健康政策局指導課長(医療関係団体あて)	環境庁及び厚生省(生活衛生局)より自治体や地方支分部局に発出された、建築物に対するアスベスト対策や留意事項等について、医療関係団体等へ送付したもの。
昭和63年2月16日	建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について	厚生省社会局施設課長、厚生省児童家庭局企画課長(都道府県・指定都市民生主管部(局)長宛)	アスベスト処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事を国庫補助の対象とする
昭和63年2月	建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について	環境庁大気保全課	建築物内に使用されているアスベストに対して、劣化時の措置、除去時等の措置とうに係る通知
昭和63年3月30日	石綿除去作業、石綿を含有する建設用資材の加工等の作業等における石綿粉じん暴露防止対策の推進について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長あて)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の解体等の作業、建設資材の加工等の作業、石綿セメント管の破砕等の作業等における①事前調査、②湿潤化、③発じん防止、④保護具の使用、⑤作業主任者の選任等について指導 ・鉄道車両の解体作業等にばく露防止対策の指導

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
昭和63年5月20日	社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて	厚生省社会局長、児童家庭局長通知(都道府県知事、指定都市長宛)	アスベスト処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事を国庫補助の対象とする
昭和63年5月20日	社会福祉施設のアスベスト処理工事に係る国庫負担(補助)協議について	厚生省社会局施設課長、厚生省児童家庭局企画課長(都道府県・指定都市民生主管部(局)長宛)	アスベスト処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事の協議について
昭和63年6月30日	既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策の推進について	建設省住宅局建築指導課長(特定行政庁建築主務部長あて)	上記調査結果をふまえ、各特定行政庁あてに「アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を指導の際の参考となるよう送付。
昭和63年7月9日	吹き付けアスベスト(石綿)粉じん飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について	文部省大臣官房文教施設部指導課長(各都道府県教育委員会施設主管課長等あて)	建設省より「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん防止処理技術指針・同解説」の送付について(昭和63年7月8日付け通知)及び労働省からの「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露対策の進め方」の送付について(昭和63年7月1日付け通知)を受け、除去工事等及び労働安全衛生の見地からのアスベスト対策の留意事項について通知
昭和63年7月22日	建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説の送付について	厚生省水道環境部産業廃棄物対策室長(都道府県・政令市廃棄物担当部(局)長あて)	飛散のおそれのあるアスベスト廃棄物の処理にあたっての、処理計画、処理委託、排出場所での保管、収集運搬、中間処理、最終処分等の具体的な方法を技術指針・解説としてとりまとめたもの。
昭和63年8月4日	アスベスト廃棄物の適正処理について	厚生省健康政策局指導課長(医療関係団体あて)	(社)日本廃棄物対策協会がとりまとめた「建築、解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」を厚生省(生活衛生局)が工事業者、産業廃棄物処理業者等に対し周知徹底した事をうけ、医療関係団体等へ送付し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導したもの。
昭和63年10月18日	官庁施設の吹付けアスベスト対策について	建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長(各省庁営繕担当課長あて)	建設省所管予算の対象施設のうち対策が必要な施設について、営繕計画書とともにアスベスト粉じん濃度等を提出するよう依頼

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
昭和63年11月	アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止について	環境庁大気保全課	アスベスト発生源対策検討会において、工場等に係るアスベスト発生源対策についてがとりまとめられたので、その主旨を踏まえ排出抑制を図りたい。
昭和63年11月24日	公共住宅の吹付けアスベストに係る当面の対策について	建設省住宅局住宅建設課長 (都道府県住宅主務部長あて)	「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」の策定を受け、公共住宅においても的確な対策を継続するよう通知。
平成元年	石綿製品製造事業場に対する調査的監督の実施について	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課	平成元年に大気汚染防止法が改正され、石綿粉じんの一般大気への飛散防止が図られた。その状況を受け、特定化学物質等障害予防規則第9条に規定している除じん装置の設置を含め、石綿による健康障害防止対策を徹底するために、石綿製品製造事業場における特定化学物質等障害予防規則の関係規定の遵守状況、労働衛生管理状況等について調査的監督を実施することとした。 本資料は調査的監督実施についての通達を発出するにあたった経緯、経過及び通達本文を記載したものである。
平成元年2月1日	アスベストに関する資料の送付について	厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課(各都道府県水道行政担当部(局)長あて)	・「水道とアスベスト」(日本水道協会発行)の周知 ・石綿セメント管を取り扱う作業に関する工事等の関連資料の通知
平成元年12月	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(依命通達)	環境庁大気保全課	大気汚染防止法改正の内容通知
平成元年12月	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について	環境庁大気保全課	大気汚染防止法改正の内容通知
平成元年12月	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について	環境庁大気保全課	大気汚染防止法改正の内容通知
平成2年11月1日	水道水源開発等施設整備費国庫補助事業について	厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課(各都道府県水道行政担当部(局)長あて)	平成2年度に創設された石綿セメント管交換事業実施の注意事項

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
平成4年1月1日	石綿含有建築材料の施工作業における石綿粉じんばく露防止対策の推進について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長あて)	石綿含有建材の施工作業における①発じんの防止、②防じんマスクの使用、③廃棄物の適正な処理、④労働者への労働衛生教育等について指導
平成4年2月18日	業務用ガス機器の設置基準について	消防庁予防課長(都道府県消防主管部長あて)	火災予防条例(例)の運用細目として業務用ガス機器の設置方法を定めるもの。 「不燃材料」の用語の定義中に一部例示の記述あり。
平成5年1月1日	ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長、関係団体の長あて)	石綿代替品であるガラス繊維等の取扱い作業における健康障害防止対策
平成5年5月26日	化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針について	通商産業省 基礎産業局長 生活産業局長 (社)日本石綿協会会長あて)	化学物質の安全性に係る情報提供の関係各方面に対する周知徹底の要請を行った。
平成7年2月22日	阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について	通商産業省 生活産業局窯業建材課長 (日本石綿工業会あて) 環境立地局環境指導課長 (近畿通商産業局商工部長あて) 近畿通商産業局商工部長 (社)関西経済連合会あて)	アスベスト飛散による二次災害予防のための飛散防止対策の要請を行った。
平成7年2月23日	阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について	文部省大臣官房文教施設部指導課長(大阪、兵庫県教育委員会教育長等あて)	関係省庁からなる「石綿対策関係省庁連絡会議」にける阪神・淡路大震災被災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について、被災地域である大阪府、兵庫県の教育委員会等に周知
平成8年3月29日	建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について	労働省労働基準局長(都道府県労働基準局長、関係団体の長あて)	吹き付け材中の石綿含有率の判定方法を示す

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
平成9年2月	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(依命通達)	環境庁大気保全課	大気汚染防止法改正の内容通知
平成9年2月	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)	環境庁大気保全課	大気汚染防止法改正の内容通知
平成9年2月	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に当たっての留意事項について(通知)	環境庁大気保全課	大気汚染防止法改正の内容通知
平成9年5月19日	石綿及び石綿製品の管理使用の徹底について	通商産業省 生活産業局窯業建材課長 (社)日本石綿協会会長 あて)	石綿及び石綿製品の製造、施工、解体、廃棄についての十分な管理と施工関係者への指導の要請を行った。
平成10年11月12日	道路運送車両の保安基準に係る技術基準について	運輸省自動車交通局長(当時) (社)日本自動車工業会会長、(社)日本自動車部品工業会会長、日本自動車輸入組合理事長、(社)日本自動車整備振興会連合会会長、(社)日本自動車車体工業会会長、(社)日本産業車両協会会長宛)	国際的な基準調和の下に、乗用車の制動装置についてアスベストの使用を禁止。 (平成14年7月15日に同内容で告示化)
平成11年11月22日	食品、添加物等の規格基準の一部改正について	厚生省	既存の試験法に用いられていた保温材アスベストテープをグラスウールテープに改めたもの。
平成12年11月6日	非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて	文部省大臣官房文教施設部技術課長 (各国立学校、共同利用機関施設担当部(課)長等宛)	国立文教施設整備に係る改修・とりこわし工事において、アスベスト成形板の撤去に関する仕様等を通知

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
平成13年3月30日	今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方について	厚生労働省労働基準局長(都道府県労働局長あて)	労働衛生対策に係る監督指導、個別指導等の対象として石綿等の製造、取扱い事業場を示したもの。
平成14年5月30日	建設副産物適正処理推進要綱の改正について	国土交通事務次官(各地方整備局長、各関係省庁事務次官、各都道府県知事、各関係建設業団体の長、他あて)	アスベストを含む建設廃棄物の適正処理について周知徹底
平成15年9月19日	石綿による疾病の認定基準について	厚生労働省労働基準局長	「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果を踏まえた認定基準。
平成15年9月19日	石綿による疾病の認定基準の運用上の留意点について	厚生労働省労働基準局労働災害補償部補償課長	平成15年9月の石綿による疾病の認定基準について、認定基準改正の経緯、主な改正点、運用上の留意点。
平成15年11月28日	「石綿による疾病の認定基準について」の周知について	厚生労働省労働基準局労働災害補償部補償課長	認定基準改正のリーフレット配布等による、関係団体への認定基準改正の周知広報の指示。
平成16年2月16日	石綿繊維品の使用に係る健康障害防止対策の徹底について	厚生労働省労働基準局安全衛生部長(都道府県労働局長、関係団体の長あて)	石綿繊維品の無石綿製品への代替化、やむを得ず使用する場合の健康障害防止対策を指導
平成16年2月26日	石綿含有製品の代替化の促進について	厚生労働省労働基準局安全衛生部長(都道府県労働局長、関係団体の長あて)	製造等の禁止が除外されている石綿含有製品(シール材等)の計画的な代替化の推進について指導
平成16年7月2日	蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について	厚生労働省労働基準局長(都道府県労働局長、関係団体の長あて)	蛇紋岩系左官用モルタル混和材中の石綿成分の分析指導、表示等の改善等について指導

文書作成の時期	文書名	作成主体等	概要
平成16年7月29日	蛇紋岩系左官用モルタル混和材の石綿含有材の取扱い等について	文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官 (各国立大学法人、大学共同利用機関法人施設担当部(課)長等宛)	厚生労働省の「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」(平成16年7月2日付け通知)を踏まえ、取り扱いの留意事項について周知
平成16年10月26日	平成16年度新潟中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱いについて	国土交通省総合政策局建設業課長(新潟県土木部長あて)	地震により建築物等の解体工事・修繕工事が増加することが予想されるため、アスベストの適正な取扱いについて関係法令の遵守を周知徹底
平成16年10月26日	平成16年度新潟中越地震により被害の生じた建築物等に係る解体工事等を実施する上でのアスベストの取扱いについて	国土交通省総合政策局建設業課長(関係業団体あて)	地震により建築物等の解体工事・修繕工事が増加することが予想されるため、アスベストの適正な取扱いについて関係法令の遵守を周知徹底
平成17年3月30日	非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長(都道府県・保健所設置市廃棄物行政主管部(局)長あて)	特別管理産業廃棄物である廃石綿等以外の、非飛散性のアスベスト廃棄物について、処理計画、排出場所での保管、収集運搬、中間処理、最終処分における留意すべき事項等について、技術指針として取り纏め、通知。
平成17年3月31日	屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて	厚生労働省労働基準局長	屋外作業場等の作業環境を的確に把握し、その結果に基づいた作業環境の管理の推進を図ったもの。